

北九州市 児童福祉施設等 第三者評価結果票

1 施設・事業所の概要

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 事業者名（法人名） | 社会福祉法人 恵愛会 |
| (2) 事業所名 | 木屋瀬保育園 |
| (3) 所在地 | 八幡西区木屋瀬三丁目5番53号 |
| (4) 電話番号 | 093-617-6852 |

2 評価実施日

平成23年11月29日

3 評価実施者

北九州市（北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会）

4 評価結果

総合評価

保育園は八幡西区長崎街道に位置し遠賀川の傍自然豊かな場所にあります。当園は地域や自然との触れ合いが大切にされており、園庭はさまざまな木々に囲まれ、子どもたちは四季折々の季節感を体感しながら、歴史と文化のある地域と深い交流を築いています。

I 子どもの発達援助

保育課程は保育理念や保育方針に基づき編成されていますが、子どもの発達過程に沿った区分で編成されることが望まれます。指導計画は、ねらいと内容を盛り込んだ0歳児の年間指導計画を作成し、一貫性のある計画となることが望まれます。保育の記録は「北九州市保育帳票検討会」作成の帳票を使用し継続的に記載されています。ケース会議は、職員会議や週案会議の中で定期的に行われています。健康管理については年間計画を作成し健康対策を実施しています。健康診断については、結果を保護者・職員に伝えています。感染症対策マニュアルを整備しています。栽培した野菜を食べ、クッキング活動するなど積極的な食育の取り組みが見られますが、給食サンプルの展示については、保護者が見やすい場所に移動するなど食への関心を高める工夫が望まれます。アレルギー疾患をもつ子どもの除去食については、医師の診断書を基に保護者や園長、担任、調理員の四者協議を行っています。調査に向かい際には保育士は穏やかにゆっくりとした言葉で話し、子どもの気持ちに寄り添って保育していました。基本的な生活習慣が確立できるよう排泄・着脱等の対応マニュアルがあり、一人一人の子どもの状況に応じ対応しています。プレイルームは好きな遊びができるコーナーを設け、子どもが玩具・遊具などを自由に取り出し遊べるよう工夫されていますが、各保育室においても子どもが自発的に遊ぶことができる環境を整えることが望まれます。また、玩具・遊具の選定に当たっては、職員で検討し、その結果を関係職員に周知されることが望まれます。自然に恵まれた環境にあり、せみやバッタなどに触れる機会や菜園活動を積極的に保育に取り入れています。日頃よりいろいろな素材、用具を使って製作し、作る楽しさ、達成感を味わえるようにしています。異年齢交流『わくわくデー』を設定し、交流を深めています。年齢に応じた絵本が用意され、読み聞かせが積極的に行われています。絵本や発表会の行事などを通して、異文化への理解を深め、文化の違いに関心を持つよう働きかけています。発表会の役割やごっこ遊びでは、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮しています。延長保育は子どもがゆったりとした雰囲気の中で過ごせるように工夫しています。

II 子育て支援

連絡帳や掲示、言葉かけを通して、保護者と日常的に情報交換をしています。児童虐待については、研修などに参加し啓発に心がけています。施設の開放やホームページで育児情報の提供、子育て相談の実施など地域における子育て支援を行っています。

III 地域の住民や関係機関等との連携

木屋瀬市民センターなどの会合に参加し、地域の関係機関・団体などの情報を収集しています。木屋瀬小学校と連携し、小学生と園児、職員同士の交流が行われています。運動会や作品展などの園行事に地域住民に参加を呼びかけています。

IV 運営管理

職員の研修記録を個人別にし、職員の経験年数や職務内容などによって適切な研修機会を確保しています。園長は職員から提案や要望を受け付けていますが、今後は、課題や苦情等をケーススタディとしたカンファレンスなどの実施が望まれます。また自己評価の結果を全職員に周知すること、アンケート等により保護者の意向を把握し、検討した結果を保護者に報告することなど保育の質の向上や改善に取り組むことが望まれます。情報の管理については、守秘義務マニュアルが作成されていますが、秘密についての認識などについての職場研修の実施、子どもの記録に関する管理規定の策定、組織として遵守すべき関連法等を正しく理解するための取り組みが望まれます。チェックリストが作成され安全・衛生管理が行われていますが、今後は、警察署との連携や食中毒マニュアルの整備と職員への周知、安全確保のための園独自のリスクを考慮した取り組みが望まれます。

評価対象ごとの評価（概要）

I 子どもの発達援助

一人一人の子どもの状況に配慮した保育が展開されているか、保育にふさわしい環境が整っているかなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
発達援助の基本	<p>計画・記録</p> <p>保育課程は保育理念や保育方針に基づき、地域の実態や保護者の意向を考慮し編成されています。今後、保育所保育指針に基づき、子どもの発達過程に沿った区分で編成されることが望まれます。指導計画はクラスごとに連携を取り作成されています。今後、ねらいと内容を盛り込んだ0歳児の年間指導計画を作成し、一貫性のある計画となることが望まれます。</p> <p>保育の記録は「北九州市保育帳票検討会」作成の帳票を使用し継続的に記載されています。</p> <p>会議</p> <p>ケース会議は、職員会議や週案会議の中で定期的に、気になる子どもについて検討され、話し合われた内容は記録し関係する職員に周知すると共に保育実践に活かされています。</p>
健康管理・食事	<p>健康管理</p> <p>健康管理については年間計画を作成し、家庭と連携し予防を含めた健康対策を実施しています。嘱託医と連携を取り相談や情報収集など行い、保護者にも情報提供しています。健康診断については、4、5歳児は北九州市の健診票を基に行い、他のクラスは事前に保護者から相談事項を聞き取り実施し、健診や相談の結果は記録し保護者・職員に伝えています。</p> <p>感染症</p> <p>感染症対策マニュアルを整備し、感染症発生時は嘱託医や関係機関と連携を取り、掲示板等で保護者に知らせています。</p> <p>食事</p> <p>栽培した野菜を食べ、クッキング活動するなど積極的な食育の取り組みが見られますが、給食サンプルの展示については、保護者が見やすい場所に移動するなど食への関心を高める工夫が望まれます。アレルギー疾患をもつ子どもの除去食については、医師の診断書を基に四者協議を行い、個人記録簿に記載し保管されています。</p>
保育環境・保育内容	<p>保育環境</p> <p>保育所の室内外は定期的に清掃され清潔に保たれています。</p> <p>保育内容</p> <p>穏やかにゆっくりとした言葉で話し、制止や禁止などの言葉は聞かれず、子どもの気持ちに寄り添って保育しています。基本的な生活習慣が確立できるよう排泄・着脱等の対応マニュアルがあり、一人一人の子どもの状況に応じ対応しています。プレイルームは好きな遊びができるコーナーを設け、子どもが玩具・遊具などを自由に取り出し遊べるよう工夫されていますが、各保育室においても子どもが自発的に遊ぶことができる環境を整えることが望まれます。また、玩具・遊具の選定に当たっては、職員で検討し関係職員に周知されることが望まれます。自然に恵まれた環境にあり、せみやバッタなどに触れる機会や菜園活動を積極的に保育に取り入れています。日頃よりいろいろな素材、用具を使って製作した作品を展示する機会を持ち、作る楽しさ、達成感を味わえるようにしています。</p> <p>異年齢交流『わくわくデー』を設定し、交流を深めています。各クラスに年齢に応じた絵本が用意され、絵本の年間計画を基に読み聞かせが積極的に行われています。年長児はカレンダーや年賀状作りなどを通して文字や数へ関心を高めています。乳児保育については、連絡ノートなどで保護者と連携を取り一人一人の子どもの状況を把握し保育しています。</p> <p>人権・性差</p> <p>絵本や発表会の行事などを通して、異文化への理解を深め、文化の違いに関心を持つよう働きかけています。発表会の役割やごっこ遊びでは、子どもの希望を優先し、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮しています。</p> <p>延長保育・障害児保育</p> <p>延長保育は、子どもがゆったりした雰囲気の中で過ごせるように工夫しています。統合保育研修に参加し、気になる子どもの関わり方などをケース会議などで報告し職員に周知しています。</p>

II 子育て支援

子育てに関する保育所と保護者との相互理解や、地域における子育て支援の取り組みなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
者の育児支援 入所児童の保護	<p>保護者との関係・虐待</p> <p>連絡帳や掲示、言葉かけを通して、保護者と日常的に情報交換をしています。また、クラス懇談や個人面談を年に1回実施し、保護者との相互理解に努めています。児童虐待については、虐待を受けていると疑われる子どもについて、子ども総合センター等に通告・相談を行う体制が整っており、研修などにも参加し、啓発に心がけています。</p>
育て支援 地域の子ども	<p>地域支援・一時保育</p> <p>園庭や遊戯室開放などに取り組んでおり、保育園のホームページで育児情報を掲載するなど、地域住民へ園の取り組みを周知するよう努めています。また子育て相談に応じる体制も整えています。</p>

III 地域住民や関係機関等との連携

地域の最も身近な児童福祉施設としての役割を果たしているか、関係機関等との連携を図っているかなどを評価したものです。

関・団体との連携 地域の住民や関係機関	<p>地域での役割・その他機関との連携</p> <p>木屋瀬市民センターなどの会合に参加することを通して、木屋瀬小学校など地域の関係機関・団体などの情報を収集しています。収集した情報は、「子育て情報」ファイルとして整理・分類し、保護者や職員が利用しやすいように努めています。木屋瀬小学校1年生が来園し交流会を年1回行ない、また、園児が小学校に出向くなど、交流の機会を設けています。保育所と小学校との職員間での話し合いや保育参加、授業参観も行なわれています。近隣住民と挨拶などを通してコミュニケーションを図り、運動会や作品展などの園行事に地域住民に参加を呼びかけています。</p>
ティ ア ボ ラ ン 実 習 ・	<p>実習等の受入</p> <p>実習生や保育体験、ボランティアの受け入れについては、保育に支障がない限り、年齢に関係なく、幅広い受け入れを行っています。</p>

IV 運営管理

保育に関する基本方針等が策定されているか、職員研修などの取り組みがなされているかなど、組織としての運営管理を評価したものです。

組織運営 基本方針	<p>理念・方針</p> <p>保育理念、基本方針が明文化されています。</p> <p>保育の質の向上・研修</p> <p>園長は提案書を職員から募り、要望を受け付けておりますが、今後は、職員の参加のもとに提案の反映状況を検討するとともに、課題や苦情等をケーススタディとしたカンファレンスなどの実施が望まれます。また自己評価の結果を全職員に周知すること、アンケート等により保護者の意向を把握し、検討した結果を保護者に報告することなど保育の質の向上や改善に取り組むことが望まれます。職員の研修記録を個人別にし、職員の経験年数や職務内容などによって適切な研修機会を確保しています。</p>
安全・衛生管理 情報提供 守秘義務の遵守	<p>守秘義務・情報・安全</p> <p>守秘義務の遵守に関する規定が就業規則に定められ、具体化したものとして「守秘義務マニュアル」が作成されています。今後は、秘密についての認識や秘密保持の方法についての職場研修の実施、子どもの記録に関する管理規定の策定、組織として遵守すべき関連法等を正しく理解するための取り組みが望まれます。保護者には園だよりやクラスだよりなどわかりやすく伝えられています。事故防止や衛生管理に関するチェックリストが作成され、安全・衛生管理が行われていますが、今後は、警察署との連携や食中毒マニュアルの整備と職員への周知、安全確保のための園独自のリスクを考慮した取り組みが望まれます。</p>

